

介護保険料を年金天引きで納めている人は、今回決定した年間保険料額から4・6・8月に天引き(仮徴収)した保険料を差し引いた金額を、10・12・令和4年2月に年金天引き(本徴収)で納めます。

また、納付書、口座振替などで納めている人は、8月から令和4年3月まで納めます。

なお、65歳になった人、広域連合外の市町村から転入してきた人などの場合は、年金天引きの開始が半年～1年後となりますので、それまでは納付書や口座振替などで納付してください。

コンビニ収納

● コンビニでも支払えます。

介護保険料は、次のコンビニエンスストアでも納付することができますのでぜひご利用ください。

取り扱いコンビニエンスストア

セブンイレブン、ローソン、ローソンストア100、ファミリーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ヤマザキデイリーストア、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ハマナスクラブ、セイコーマート、タイエー、ハセガワストア、MMK設置店、くらしハウス、スリーエイト、ポプラ、生活彩家、コミュニティ・ストア

● 納付書の綴じ方について

コンビニエンスストアでも納付できるように、通知書と納付書は綴じられていませんので紛失しないようご注意ください。



注意!

次のような場合は、コンビニエンスストアでは納付できません。

- 納付期限を過ぎたもの
- コンビニエンスストア用のバーコードが消されているもの、あるいは汚れたり破れたりして読み取れないもの
- 金額を手書きで訂正したもの

低所得者介護保険料軽減事業

● 低所得者の介護保険料を軽減します。

- 令和元(2019)年10月から消費税率が10%に引き上げられたことにより、家計に影響を受ける比重の高い、低所得者の介護保険料を安くする軽減策が実施されています。
- これまでも、所得段階が第1段階の人に対しては介護保険料を軽減していましたが、対象者を拡大し、軽減幅も拡大されています。

● 金額は、令和3年度の介護保険料決定通知書をご覧ください。

- ▶ 問い合わせ先 ■ 福祉課 ☎ 932-1493(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線128)
■ 福岡県介護保険広域連合(総務課収納管理係) ☎ 981-9071



65歳以上の人へ 令和3年度介護保険料額 決定通知書を送ります

市町村民税や世帯の状況などを基に決定した令和3年度の介護保険料の決定通知書を7月下旬に送付します。

令和3年度は、3年に一度の介護保険料の見直しの年です。保険料は、市町村間の介護サービスに使われる費用の差をなくすため、費用が高い順に3つのグループに分けて決めています。

須恵町は、今回の見直しでBグループからCグループに変わったため、保険料が変更になります。詳しくは、「広報すえ」に折り込んである介護保険パンフレット「みんなで支える介護保険」の12ページまたは広域連合のホームページをご覧ください。また、同パンフレットの36ページ「利用者負担のめやす(1日あたり)」の表中、利用者負担段階第2段階の、居住費などの負担限度額の従来型個室料に記載誤りがありましたので、訂正しておわびいたします。

【誤】 490円(320円) 【正】 490円(420円)

特別な事情がなく保険料を滞納すると、介護サービス利用時の自己負担割合が増える場合があります。

皆さんから納付された保険料で運営される介護保険制度についてご理解とご協力をお願いします。



※災害や失業などやむを得ない理由で保険料を納めることが難しくなったときは、申請により保険料の減免や納付猶予が受けられることがあります。(新型コロナウイルス感染症の影響も含む。)